

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社安中造園
住所：群馬県安中市中秋間 1528-1

2. 指名停止措置期間 自 令和6年8月30日 2ヶ月
至 令和6年10月29日

3. 事実概要

有限会社安中造園は、令和5年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した注文書を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月5日、群馬県知事から監督処分(指示)を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564